

2011横浜市環境メッセ 出展申込書

開催日：2012年3月23日（金）

出展規約を了承の上、上記展示会の出展を下記のとおり申し込みます。

2012年 月 日

フリガナ	
会社名 和文：	Ⓜ
英文：	
所在地：	〒
TEL：（ ）	ホームページ
FAX：（ ）	http://
展示会責任者名：	Ⓜ 所属/役職：
展示会担当者名：	所属/役職：
担当者連絡先：〒	TEL：（ ）
	FAX：（ ）
担当者 E-mail：	

お申込ユニット

<input type="checkbox"/> 横浜金沢産業団地会員以外の企業さま（スペースのみ） ¥30,000（税込）× _____ 小間 = ¥ _____（税込）
<input type="checkbox"/> 横浜金沢産業連絡協議会会員企業（スペースのみ） ¥10,000（税込）× _____ 小間 = ¥ _____（税込） 〈注〉会員企業は、原則として1小間のみとさせていただきます
主な出展品目：

FAX 045-781-1136 （お申し込みはFAXでも受け付けます）

●お申込・お問合せ先

●主催者記入欄

2011横浜市環境メッセ実行委員会事務局／担当 寺島・東野 〒236-0004 横浜市金沢区福浦1-5-2 Tel.045-781-1131 Fax.045-781-1136 E-mail: airtempo@maple.ocn.ne.jp	2012年 月 日 担当者 受付番号 <input type="text"/>
---	---

12011横浜市環境メッセ 出展規約

1. 会期

2012年3月23日(金)
ただし、会場の都合及び天災等により変更する場合があります。

2. 会場 〒236-0004 横浜市金沢区福浦1-5-2

- (1) 展示会 横浜市金沢産業振興センター 1階 展示室
(2) 講演会 // 2階 大会議室

3. 主催／共催

主催：横浜金沢産業連絡協議会・金沢産業振興株式会社

共催：財団法人横浜企業経営支援財団

〒236-0004 横浜市金沢区福浦1-5-2

TEL：(045)781-1131 FAX：(045)781-1136

事務局：

2011横浜市環境メッセ実行委員会

〒236-0004 横浜市金沢区福浦1-5-2

TEL：(045)781-1131 FAX：(045)781-1136

4. 出展申込み

- (I) 申込み締め切り
2012年2月29日(水)17:00
出展申込み期間中であっても、申込み面積が予定面積に達した場合は、締切日を繰り上げることがあります。
- (II) 申込み方法
出展申込書に必要事項をご記入のうえ、事務局にお申込みください。
- (III) 申込み面積
会場の都合あるいは出展申込みの状況によっては、事務局が面積の調整をすることがあります。
- (IV) 申込みの決定
出展申込みは、申込書受理後、効力を発生します。なお主催者は出展の申込みが、適当でないと判断した場合には出展をお断りする場合があります。

5. 出展料金支払いスケジュール

支払い期日：申込み受付後7日以内にお支払いください。

最終支払い期日：2012年3月9日

- ◆振り込み手数料は申込み者負担となります。

6. 出展申込み後の取消

出展申込み後、出展を取消す場合は、次のとおり取消料を申受けます。

2012年3月16日まで …………… 出展料の50%

2012年3月17日以降 …………… 出展料の全額

7. スペースの転貸等の禁止

出展者は、自社分に決定したスペースを、主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。

8. 共同出展の取扱い

2社以上の出展者が共同で出展を申込みことができます。この場合は、1社が代表して申込み、出展料の支払い等の諸手続きを行って下さい。

会員企業が会員企業以外の出展者に声掛けをし、出展した場合出展料は、会員以外の出展料となります。

9. 搬入と搬出

- (I) 展示物の会場への搬入時期および搬出時期などについては、後日主催者から「出展要領」により通知します。
- (II) 開催日は、主催者の承認なしに、出展者が小間内へ展示物を搬入したり、撤去したり、移動することはできません。
- (III) 小間内の整備は2012年3月22日18時までに行い、展示を完了してください。同時に空箱・残材等は撤去してください。
- (IV) 出展者は、出展品の撤去を2012年3月23日21時までに行ってください。撤去されない物品は、出展者の費用および危険負担で主催者が撤去します。

10. 印刷物と宣伝行為

- (I) 主催者は、本展の印刷物全般の発行について占有権をもちます。
- (II) 主催者は、印刷物の作成にあたって十分留意しますが、なお掲載に誤りや脱落等があった場合は容赦願います。
- (III) 出展者がカタログ等を配布する場合は自者小間内にかぎりません。
- (IV) 展示会に直接関係のない印刷物を配布したり、宣伝を行うことはできません。

11. 補償

出展者およびその代理者が他者の小間、主催者の設備、または展示会場の設備および人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任になります。

12. 出展品の管理と免責

主催者は準備から撤去までの全期間を通じ、警備保障会社と契約して会場の管理にあたりますが、展示品の損害、滅失、盗難などに関する責任は負いません。

13. 保険

出展者は、会場への物品搬入開始から撤去終了までの期間必要と思われるものについて、損害保険に加入して下さい。

14. その他

- (I) 展示品や小間の保守および清掃は、出展者の責任で行ってください。
- (II) 展示品の撮影等の可否は、当該出展者の責任で行ってください。
- (III) 天災地変等のやむをえない理由で展示会が開催できないときは主催者はすでに受けている出展申込みを取消すことができます。すでに払込まれた出展料については、必要経費を差し引いた上で、なお余剰金があった場合、これを出展面積に按分して出展者に返却します。
- (IV) 出展者が「出展要領」の規定等に違反した場合は、主催者はその出展者の出展をお断りすることがあります。この場合、その展示スペースは主催者が処分することができ、また、すでに払込まれた出展料等は返却しません。
- (V) 主催者が本催事の目的に沿わないと判断した場合は、出展の取り消しを求めることがあります。
- (VI) 主催者と出展者、来場者、関係者との間で解決できない事項が発生したときは、主催者所在地の裁判所に裁定を委ねます。
- (VII) その他展示会の運営詳細は後日発行される「出展要領」によってお知らせします。